

2020年1月15日（水）
 愛知県保健医療局健康医務部
 健康対策課
 母子保健グループ
 担 当 大谷、加藤
 内 線 3151・3205
 ダイヤルイン 052-954-6283

小児慢性特定疾病医療費助成に係る事務処理誤りについて

1 概要

愛知県では、児童福祉法で規定される特定の疾病（小児がん、先天性心疾患など762疾患）に罹患した子どもの医療費の負担軽減を図るため、「小児慢性特定疾病医療費助成制度（別紙）」により自己負担の一部を助成しています。

この度、本制度に係る受給者証(参考1（県保健所発行）)について、自己負担上限額等を誤って記載して発行し、県が助成する医療費及び食事療養費の一部が過支給又は支給不足となっていることが判明しました。

このような事態が発生したことについて、申請者を始め、県民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらないよう、再発防止に努めます。

2 今回の経緯

年月日	概 要
2019年10月16日	県清須保健所に対し名古屋市内の医療機関から電話で、「小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の公費負担者番号 ^(注) が誤っているのではないか。」との問合せあり。
同日	清須保健所の担当者が該当の受給者証について、内容を確認したところ、食事療養費を半額自己負担とするところ、自己負担無しとして発行していたことが判明。
同日	清須保健所から、受給者証の記載誤りについて県健康対策課に報告があった。 これを受け、県健康対策課から清須保健所に対し、同様の誤りが他に無いか調べるよう指示。
2019年10月17日	清須保健所から県健康対策課に複数の受給者証において記載誤りがあるとの報告があった。
同日から 10月25日まで	清須保健所からの報告を受け、全県保健所を対象に調査を実施することとし、対象とする期間、方法、項目等について検討し、決定。
2019年10月28日	全保健所において医療費及び食事療養費に関する自己負担上限額の記載について調査を開始。 県健康対策課では、保健所からの報告を受け、診療報酬明細データから過支給及び支給不足の内容及び金額について調査を実施。

年月日	概 要
2019年12月20日	全保健所及び県健康対策課における調査終了。
2019年12月25日	今年度末を有効期限とする受給者証に記載誤りがあった保健所に対し、申請者への謝罪と正しい受給者証への交換を指示。
2019年12月26日	該当保健所において、謝罪と正しい受給者証への交換を開始。
2020年1月6日	正しい受給者証への交換を終了。

注 公費負担者番号により、食事療養費の公費負担額を示しています（参考1）。
半額自己負担：「52238011」、自己負担なし：「52237013」

3 誤りの原因

- 受給者証の作成に使用する電算システムにおいて、旧制度からの経過措置期間終了後も経過措置の対象者であることを点検するメッセージが表示されていたため、一部の受給者証を誤って作成してしまった。
- 複数職員によるダブルチェックが徹底されていなかった。
- 事務を担当する職員に対し、制度の移行に関する説明の不足と組織としてのフォローが十分ではなかった。

4 調査の内容

(1) 調査対象

受給者証は、有効期間を原則、4月から翌年3月までの年度単位で作成するため、旧制度からの経過措置期間の終了時期である2017年12月を含む2017年4月から、調査開始直近の2019年10月までに県保健所12か所で発行した全ての受給者証、計10,620件(参考2)としました。

【制度変更の時期】

	2015年 1月～	2016年	2017年 4月～12月	2018年 1月～
2015年以降の新規認定者	現行制度 →			
2014年12月までの既認定者	旧制度からの経過措置 →			

旧制度：医療費は所得に応じた自己負担、食事療養費は、全員自己負担無し。

現行制度：医療費は所得と重症患者や人工呼吸器装着者など患児の状況に応じた自己負担、食事療養費は原則半額自己負担。

経過措置：旧制度からの継続した認定者に対し、医療費の自己負担に一定の配慮と、食事療養費については自己負担無しとされた。

(2) 調査実施期間

2019年10月28日から2019年12月20日まで

5 調査結果（2017年4月から2019年10月末までの発行分）

記載誤りのあった県保健所は12か所中7か所（瀬戸、春日井、江南、清須、津島、知多、衣浦東部）で、誤りの件数は延べ73件でした。

区分		延べ件数	実人数	金額 ^{※2}	
自己負担上限額の記載誤り		73	65	—	
うち公費負担額に影響あり		39	31 ^{※1}	—	
内 訳	医療費	過支給	17	16	293,960円
		支給不足	13	12	△294,940円
	食事療養費	過支給	9	6	50,390円

※1 実人数において、食事療養費と医療費の両方に記載誤りのある方が3名あるため、「うち公費負担額に影響あり」の数と内訳は一致しない。

※2 金額は、現時点で把握できる2019年9月分までのもの、最終的な結果は後日公表予定。

6 申請者への対応

受給者証の自己負担上限額の記載誤りは延べ73件で実人数65人でした。そのうち、現在有効期間中である受給者証をお持ちの方34人に対し12月中に謝罪を行い、1月上旬までに正しい受給者証を交付しました。

また、それ以外の方も含め、患児の保護者が本来負担する医療費及び食事療養費の過支給又は支給不足について、今後、返還又は追加支給の説明を個別に行い、事務手続きを進めます。

7 追加調査

2017年3月以前に発行した受給者証については、現行制度が開始された2015年1月まで遡って追加調査を行います。

調査件数：6,291件

調査の時期：2020年1月14日から2月28日までの見込み

※結果については、まとまり次第記者発表を予定しています。

8 再発防止

- 電算システム上の入力点検メッセージが表示されないよう、2019年12月6日にシステム改修を実施しました。
- 受給者証発行の際は、階層区分の判定内容及び電算システムへの入力内容について担当者だけでなく、上司によるダブルチェックを徹底します。
- これまで、12月からの受給者証の更新事務による繁忙期前である10月に実施していた事務説明会に加え、4月に担当職員を対象とした当該制度及び電算システムの十分な理解と操作を目的とした研修会を実施します。